## 注記

## 1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産………………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア)昭和59年度以前に取得したもの……再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ)昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

②無形固定資産…………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価 取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・再調達原価

- (2)有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
- ①満期保有目的有価証券

該当事項なし

②満期保有目的以外の有価証券

ア)市場価格のあるもの

該当事項なし

イ)市場価格のないもの

該当事項なし

③出資金

ア)市場価格のあるもの

会計年度末における市場価格(売却原価は移動平均法により算定)

イ)市場価格のないもの

出資金額

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当事項なし

- (4) 有形固定資産等の減価償却の方法
- ①有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物7~50年工作物5~75年物品2~30年

②無形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・・・・定額法

ソフトウェアについては、法定耐用年数の5年に基づく定額法によっています。

③リース資産

ア)所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

イ)所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

- (5) 引当金の計上基準及び算定方法
- ①投資損失引当金

該当事項なし

②徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。 長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担

比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計 年度の期間に対応する部分を計上しています。

- (6)リース取引の処理方法
- ①ファイナンス・リース取引
  - ア)所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ)ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7)資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。) なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

- (8)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
- ①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。 ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10% 未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

- 2. 重要な会計方針の変更等
  - (1)会計方針の変更 該当事項なし
  - (2)表示方法の変更 該当事項なし
  - (3)資金収支計算書における資金の範囲の変更該当事項なし
- 3. 重要な後発事象
  - (1)主要な業務の改廃 該当事項なし
  - (2)組織・機構の大幅な変更 該当事項なし
  - (3)地方財政制度の大幅な改正 該当事項なし
  - (4)重大な災害等の発生 該当事項なし
- 4. 偶発債務
  - (1)保証債務及び損失補償債務負担の状況 該当事項なし
  - (2)係争中の訴訟等 該当事項なし

## 5. 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
- ①一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
  - 一般会計

田原福祉専門学校特別会計

- ②地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③過年度修正等に関する事項 該当事項なし
- (2)貸借対照表に係る事項
- ①減債基金に係る積立不足額

該当事項なし

②基金借入金(繰替運用)

該当事項なし

③地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる 金額

該当事項なし

- ④地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 271,643,968円
- (3)純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

- (4)資金収支計算書に係る事項
- ①基礎的財政収支

1,040,871,937円

②資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支 5,220,662,395円 その他流動負債の増加(減少) 7,459,010円 減価償却費 △5,860,115,793円 賞与等引当金繰入額(増減額) 7,327,445円 純資産変動計算書の本年度差額 △596,857,432円

③重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 170,308,980円